

用語解説

あ 行	愛のひと声運動	青少年が非行に走る前に、「愛のひと声」をかけることにより非行を思いとどまらせることを目的に、帰宅を促したり、「おはよう・こんにちは」など、挨拶を行うことで見守り活動を推進します。
	預かり保育	通常の教育課程にかかる教育時間の前後や、土曜・長期休業期間中等に引き続き行う教育活動のことです。(幼稚園)
	一時保育	保護者が病気、急用などの理由で、児童を保育できない場合に一時的に預かり、保育する事業です。(保育所)
	命の笛	学校・PTAや地域の方々の児童への安全確保に対する取組として、毎年1年生に配付されています。万一の時には笛を吹き、助けを求めるものであり、児童が自らの危険を回避し、「自分の命は自分で守る」という意識の高揚も図っています。
	延長保育	通常の保育時間を超えて、時間を延長して乳幼児を預かり、保育する事業です。(保育所) 60ページ参照
か 行	家庭児童相談	58ページ参照
	家庭的保育事業 (保育ママ制度)	保育士、教員、看護師、保健師などの資格を持つ人などが、自治体から委託されて、家庭で保育できない子どもを、一定の基準を満たした自宅等で預かる制度です。
	休日保育	日曜・祝日等の休日において、保護者の就労や疾病、冠婚葬祭等、やむを得ない事由により、児童を家庭で保育できない場合に、保護者の子育てを支援するとともに、児童の健全な育成をはかることを目的とするため市内で指定された保育所において保育を行う事業です。(保育所)
	Q-U (学校アンケート調査)	Questionnaire-Utilities(Q-U)とは「楽しい学校生活を送るためのアンケート」のことと、子どもたちの学校生活での満足度と意欲、学習集団の状態をアンケート調査で把握することです。
	合計特殊出生率	15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、この指標によって異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができます。1人の女性が一生の間に出产する子どもの数の目安で将来の人口を推計する1つの指標です。 仮に、調査対象における男女比が1対1であり、すべての女性が出産可能年齢以上まで生きるとすると、合計特殊出生率が2であれば人口は横ばいを示し、これを上回れば自然増、下回れば自然減となるはずです。しかし、実際には生まれてくる子どもの男女比は男性が若干高いこと、出産可能年齢以下で死亡する女性がいることから、自然増と自然減との境目は2.08とされています。
	子育て支援 緊急サポート事業	小学生以下の子どもを対象に、軽い病児や病後児、緊急時の一時預かり、宿泊を伴う預かり等の支援を受けたい者と、その支援を行いたい者が会員として組織し相互に紹介する事業です。名張市ファミリー・サポート・センターと連携し、仕事と育児の両立が可能な環境を整備し、子育て支援の充実を図ります。(平成21年7月開始)
	子育て支援センター 「つくし」	看護師や、保育士による保健・育児相談や、親子の交流する場として平成14年度 桔梗が丘5-2-48 (TEL 65-5311) に設置、かとう小児科医院に併設されています。60ページ参照

か
行

こども支援センター 「かがやき」	子育て中の親子が出会いを通じて交流し合える場や、子ども同士が育ち合える場（市民の子育て参加の場）として、平成14年度桔梗が丘西3-3-107（TEL 67-0250）に設置、子育て相談や情報提供などの支援を行っています。60ページ参照
子ども相談	58ページ参照
子どもの権利救済委員会	権利の侵害を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及び回復を図るため、子ども条例第16条に基づき設置する市の付属機関です。自立性を持ち、市の行政運営に対しても意見を言える機関です。
子どもを守る家	子どもたちが、登下校や公園等で遊んでいるときなどに、不審者等から身を守るために「緊急避難場所」を提供していただいている民家や店舗で、目印にタペストリー（ミニたれ幕）が掲示されています。
個別乳幼児特別支援事業	発達障がいを有することから特別な支援を必要とする乳幼児及びその保護者に対して「発達障害者支援法」に基づき、保健、福祉、医療及び教育の関係機関による総合的な支援を実施します。各関係機関は協議しながら、当該保護者の希望を十分に取り入れるよう努め、特別支援乳幼児一人ひとりの発達の状況等に応じて総合的な支援を柔軟に進めていきます。
こんにちは赤ちゃん 訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	62ページ参照
在宅福祉サービス	児童デイサービス、ホームヘルプサービス、日中一時支援、移動支援事業、ショートステイなどの福祉サービス事業を総称したものです。
児童虐待防止対応マニュアル	関係機関が共通の認識と理解をもって児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応に向けて取り組むべき内容を具体的に示した手引書です。
児童デイサービス	障がい児に対し、指定児童デイサービス施設において、通所の方法により、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援、援助を行います。
障がい児保育	名張市では、心身の障がいを持つ児童を対象とした障がい児保育を、原則として保護者の希望保育所で実施しています。 *障がいの表記について 名張市においては、子育て・子育ち施策を総合的、計画的に推進していくために、「次世代育成支援行動計画」と併せ、「ぱりっ子すくすく計画」を策定しています。この「ぱりっ子すくすく計画」は、子どもの「権利の保障」と「健全育成」を推進するため、平成18年3月に制定された「名張市子ども条例」の具体的な施策を取り組むための計画として平成21年に策定しました。「ぱりっ子すくすく計画」では、子どもの権利という視点から「しょうがい」という表記を「障がい」としていることから、当該行動計画も同様に表記することとしました。
ショートステイ	在宅の障がい児（者）を介護している家族が疾病等の理由により介護できない場合に、指定施設において短期間の入所を受け入れ、入浴、排泄、食事等の介護など、必要な支援を行います。

さ
行

さ
行

スクールカウンセラー	三重県教育委員会のスクールカウンセラー活用事業により配置されています。不登校や問題行動などにおける児童生徒の心の問題に対応するため、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るとともに、児童生徒に対するカウンセリングや教職員、保護者に対する助言等を行うものです。
生徒指導推進協力員	三重県教育委員会の事業により配置されています。概ね以下の職務を行います。 (1) 校内等の巡回、問題行動等の予兆の早期発見・未然防止 (2) 生徒指導上の課題に係る教員、保護者への支援 (3) 学校の生徒指導体制の充実への支援 (4) 緊急時における対応支援
待機児童	保護者が保育所を利用することを希望しているが、空きがないため就業を見合わせたり、他の保育サービスを利用したりして、入所を待っている状態の児童のことです。
第三者評価	事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業のことです。その目的は、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけたり、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となります。
団塊ジュニア世代	第二次世界大戦直後の日本において、1947年から1949年までのベビーブームに産まれた世代を団塊世代といいます。戦後第一次ベビーブーム世代とも呼ばれます。そして団塊世代の子どもたち（1971年から1974年までのベビーブームに生まれた世代）を言います。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれます。
短期入所生活援助事業 (名張市子育て支援 ショートステイ事業)	58ページ参照
地域子育て支援 拠点事業	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じています。このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的としています。名張市では、こども支援センター「かがやき」（拠点の施設）と子育て支援センター「つくし」（ひろば型の施設）があります。
地域コミュニティ交通	「名張市地域コミュニティ交通推進方針」に基づき、既存のバス路線が廃線になった地域（交通空白地域）やバス停や駅から離れた（半径500m圏外）地域（交通不便地域）、高齢者や障がい者などの交通移動不便者の利便性を配慮する必要のある地域を対象に運行する公共交通（バス交通）。 29ページ参照
長時間保育	通常の保育時間を超えて、時間を延長して乳幼児を預かり保育する事業です。 14ページ参照
適応指導教室	桜ヶ丘にあり、通称は「さくら教室」と言います。不登校児童生徒やその保護者の支援を中心としており、「適応指導」「相談活動」を行っています。また、臨床心理士によるカウンセリングや「不登校を考える保護者のつどい」の開催等も行っています。

た 行	特定保育	週に一定日数、あるいは午前か午後のみというように、保護者の就労形態に応じて児童を預かり、保育する事業です。
	特別支援教育	小学校・中学校・高等学校・幼稚園においては、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障がいのある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当な者、その他教育上特別の支援を必要とする児童・生徒・幼児に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な教育を行うことです。
	特別支援教育コーディネーター	学校においては、校内における特別支援教育の体制や、整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする役割を中心に行う教員のことです。
	トワイライトステイ事業	夕方から夜間にかけて、児童を預かり、保育する事業です。
な 行	なかよし広場	10ページ参照
	名張市要保護児童対策地域協議会	市では、児童福祉法に基づき、保護を要する児童の早期発見と適切な保護及び児童とその家族への適切な支援を行うため、平成20年1月に名張市要保護児童対策地域協議会を設立しました。現在は、市、市教育委員会、警察、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、人権擁護委員、社会福祉関係団体などが連携して定期的な情報交換を行って情報を共有し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けた積極的な取組を行っています。
	名張少年サポートふれあい隊	21世紀を担う青少年の健全育成を願い、名張市の青少年関係機関が連携し、年間を通して市内の街頭パトロールを行い「愛のひと声運動」を開催するもので、夜間または祭礼時等にパトロールを行うほか、中学校単位で地域の環境美化活動等にも参加しています。
	日中一時・移動支援事業	「障害者自立支援法」によって定められている地域生活支援事業の中の制度で、日中一時支援事業では、障がい児（者）がその能力、適性に応じて自立した日常生活、社会生活ができるよう創作活動等の機会等の提供やその家族の一時的な休息等のための便宜を供与するものです。移動支援事業では障がい者が自立して生活できるよう、外出のための支援を行うものです。
	認可外保育所	国や自治体（市町村）が定めた一定の基準を満たしていないために、国や自治体から認可されていない保育所のことで、一般的には認可保育所以外の保育施設はすべて無認可（認可外）保育所とされています。
	認可保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備等）を満たして都道府県知事に認可された施設です。保護者が仕事や病気などの理由で子どもの保育ができない場合に子どもを預かって保育します。市が運営する公立保育所と、社会福祉法人などが運営する民間保育所（私立）があります。
	認定こども園	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律77号）に基づき、平成18年10月1日から設置された保育施設で、保護者の就労の有無等にかかわらず入園が可能です。小学校就学前の保育機関は、文部科学省所管の幼稚園（給食施設なし・教育時間4時間程度）と厚生労働（次ページにつづく）

む 行	認定こども園（つづき）	<p>従省所管の保育所（給食施設あり・長時間保育）に分かれています。しかし近年、母親の就労形態が変化し、幼稚園での預かり保育や保育所での充実した保育を求める保護者の状況に対応して幼稚園と保育所の境界をなくし、両者を統合した施設を求める動きが強まつたことを背景に設置されました。</p> <p>認定こども園には、(1) 幼稚園と保育所とを融合させた「幼保連携型」、(2) 幼稚園で長時間保育を行う「幼稚園型」、(3) 保育内容を充実させた「保育所型」、(4) 認可外保育所を充実させた「地方裁量型」があります。</p>
は 行	ハートフル相談員	<p>三重県教育委員会の事業により配置されています。生活に不安を抱えたり集団の中でうまく関係を持てなかつたりする児童や、子育てに戸惑つたり悩んだりしている保護者に対して、日常的な関わりを充実させることで、できるだけ早い段階で負担を少なくし、不登校やいじめ、暴力行為などの未然防止を図るため、概ね以下の職務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 集団の中でうまく関係を持てないなど、気になる児童を中心として日常的な関わりを深める (2) 児童の不安や悩みの相談相手となる (3) 子育ての悩みなど、保護者の相談相手となる
	パパママ教室	<p>初産婦とその夫を対象に、適切な情報提供や助言を行うとともに、夫婦が協力して子どもを育てることの大切さを理解してもらうため、年3回保健センターで実施する教室のことです。</p>
	病後児保育	<p>子どもが病気回復期にあるが、家庭での看護が困難であり、かつ集団生活（通園、通学）が困難な場合、専用の保育室で看護師等が一時的に預かりをする事業です。</p>
	ファミリー・サポート・センター	<p>小学生以下の子どもを持つ親で、育児の援助を受けたい人と、育児の援助をしたい人が、センターの会員になって子育てを助け合う会員組織のことです。現在「かがやき」にて受付、調整業務を行っています。 59ページ参照</p>
	ブックスタート	<p>59ページ参照</p>
	へき地保育所	<p>山間部や離島などの地域で、児童福祉法に基づく保育施設の設置が困難である場合、その代わりとなる保育を行う施設。設置主体は各市町村です。</p>
	放課後子ども教室	<p>週末（土日）や平日の放課後に、小学1～6年生まで全ての子どもたちが安全に安心して活動できる居場所を作るものです。異年齢の交流や、地域の方々とのふれあいを通じて、子どもたちの健全育成を図ります。平成21年11月現在は、名張小学校区「キッズスクエア」・百合が丘小学校区「百合が丘こどもクラブ」・すずらん台小学校区「すずらん夢クラブ」・梅が丘小学校区「ゆめぶらむ放課後子ども教室」の4教室が、月1～2回週末に開催しています。</p>
	放課後児童クラブ	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない主に小学1年～6年までの児童を中心に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図ります。平成21年11月現在は17小学校中、滝之原小学校を除く16校区において実施しています。</p>

は 行	<p>ホームヘルプサービス (居宅介護)</p> <p>在宅で生活している障害程度区分1以上の障がい児（者）に対し、居宅において入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、通院介助、生活等に関する相談、助言等、生活全般にわたる援助を行うものです。</p>
ま 行	<p>母子手帳発行教室</p> <p>63ページ参照</p>
ま 行	<p>マタニティマーク</p> <p>妊娠婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することを目的に「健やか親子21」推進検討会が募集、決定したマークです。</p>
み え こ ど も ひ き う ら い ゆ う れ い ん す く う じ く 	<p>みえ子ども医療ダイヤル #8000</p> <p>子どもの急な病気や事故、薬に関する心配について、小児科専門医師が電話相談に応じます。内容についての秘密は守られます。また、電話相談ですので診察や指示などの医療行為は行いません。(TEL #8000)・(ダイヤル式、IP電話、PHSなど上記番号が使えない場合はTEL 059-232-9955)</p>
や ・ わ 行	<p>養育支援訪問事業</p> <p>こんにちは赤ちゃん訪問事業実施の結果、養育支援の必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言を行います。</p>
や ・ わ 行	<p>ワーク・ライフ・バランス</p> <p>やりがいのある仕事と、充実した私生活を両立させるという考え方で、「仕事と生活の調和」のことです。平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が制定され、現在、官民ともに様々な取組が進められています。</p>